

一般競争入札説明書

1 入札物件

徳島阿波おどり空港隣接倉庫壁面の徳島県 PR 広告撤去業務

2 業務の内容

業務仕様書のとおり

3 入札参加の申込

(1) 入札参加の申込は別紙の「徳島阿波おどり空港隣接倉庫壁面の徳島県 PR 広告撤去業務入札参加申込書」により行うこととする。

(2) 入札参加申込書の提出方法

直接持参または郵便による。

(3) 入札参加申込書受付期間・時間及び場所

受付期間 令和 8 年 2 月 19 日(木)から令和 8 年 3 月 2 日(月)まで

受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(ただし、正午から午後 1 時までを除く)

※郵送の場合は令和 8 年 3 月 2 日(月)午後 5 時 15 分必着を期限とする。

持参場所及び郵送先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県知事戦略局

(4) 郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「徳島阿波おどり空港隣接倉庫壁面の徳島県 PR 広告撤去業務入札参加申込書」と朱書きをすること。

4 入札の手続等

(1) 入札書の提出方法

直接持参による。

(2) 開札執行の日時及び場所

日 時 令和 8 年 3 月 9 日(月)午前 11 時 00 分

場 所 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県庁 9 階 902 会議室

5 入札保証金 免除

6 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(5)までに掲げる事項に該当する者であること。

(1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和 56 年徳島県告示第 26 号)参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成

16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

※6の(1)において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して、入札の1週間前までに管財課へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

7 入札書の作成、提出等について

(1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日ならびに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は、当該業務を実施するために要する経費一切を含めた金額を記載すること。なお、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の110%に相当する金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

① 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

(2) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(3) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

8 入札説明書及び仕様書について

徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)からダウンロードすること。

9 問い合わせについて

(1) 電子メールによるものとする。

電子メールアドレス chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp

(2) 受付期間については令和8年2月26日(木)正午までとする。これ以後の問い合わせについては回答できない場合がある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 6に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- (2) 記名のない入札。
- (3) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札。
- (4) 同一人が同一物件に対しても2通以上の入札。
- (5) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札。
- (6) 入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- (7) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

11 落札者の決定方法

開札の結果、県の設定する予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を執行する。

- (1) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (2) 再度入札の回数は1回を限度とし、以降は再度公告を行うこととする。
- (3) 最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができるものとする。

13 落札価格

入札書に記載された金額の110%に相当する金額をもって落札価格とする。

この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

14 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

15 その他

- (1) 入札には、必ず次のものを持参すること。
 - ア 顔写真入りの身分証明書等

- イ 代理人による入札の場合は委任状
- (2) 入札を辞退する者にあっては、辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することとする。
- (3) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあたってはその旨了解の上、入札すること。

お問い合わせ
徳島県知事戦略局
TEL 088-621-2020 FAX 088-621-2820